



## 保育標準時間への変更申請書【記載例】

和光市長 様

【注意事項】 現在、保育短時間認定を受けている方で、就労時間等の関係で、延長保育を利用されている方が対象となります。  
また、標準時間認定に変更となった場合でも、現在の園の保育時間が、7時から18時までに変更されるわけではありません。

日

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、就労時間が月120時間未満であるため教育・保育給付認定において、保育短時間認定の対象となっておりますが、常態として延長保育料金が発生するため、保育標準時間認定への変更を申請します。

・申請児童が2人以上の場合、児童ごと、施設ごとに申請が必要です。

| 申請児童              | 氏 名   | クラス | 生年月日   |
|-------------------|---|-----|--------|
|                   | (ふりがな)  |     | 年 月 日生 |
| 保育施設名             |   |     |        |
| 保育短時間を常態として超える理由  | <input type="checkbox"/> 就労証明書に記載の勤務開始時間（又は勤務終了時間）が保育短時間の保育時間を超えるため⇒ <b>就労証明書の就労時間が、8時30分より前若しくは16時30分より後の場合に該当。改めての就労証明書の提出は不要。</b><br><input type="checkbox"/> 通勤時間を含めると保育短時間の保育時間を超えるため<br>⇒ <b>通勤時間を含めると保育短時間を超え延長保育が必要な場合に該当。</b><br><input type="checkbox"/> その他（ ）<br><small>※保育短時間とは、8時30分から16時30分までの保育時間となります。</small> |     |        |
| 保育標準時間への変更を希望する期間 | 年 月 日から申請日の属する年度の3月31日まで<br><small>※変更申請は年度毎の申請となります。<br/>         ※遡っての申請はできません。</small>   |     |        |

今回の申請では、9月1日からとなります。  
9月2日以降に提出の場合、10月1日からの認定となります。

通勤時間を含めると保育短時間を超える場合は、以下に経路をご記入ください。

勤務時間 9時から 14時まで

| 通勤方法 | 区間                 | 所要時間 | 備考 |
|------|--------------------|------|----|
| 自転車  | わこう 保育園 から 和光市駅 まで | 15分  |    |
| 電車   | 和光市駅 から 池袋駅 まで     | 15分  |    |
| 徒歩   | 池袋駅 から 勤務先 まで      | 10分  |    |
|      |                    |      |    |

- ※1 保育短時間の時間を超える時間帯の通勤時間を記載してください。
- 2 通勤方法は、「徒歩」、「自転車」、「自動車」、「電車」などを記載してください。
- 3 区間は、保育園から職場までを記載してください。
- 4 所要時間は、原則地図アプリ等で表示される所要時間を記載してください。